

## 第7回統計委員会・第9回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 20 年 3 月 10 日 ( 月 ) 15 : 00 ~ 17 : 25

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

### 【委 員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長

日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）

4 議事次第 ( 1 ) 各部会の審議状況について

( 2 ) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について

( 3 ) その他

5 議 事 録

**竹内委員長** それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。ただいまから第 7 回統計委員会・第 9 回基本計画部会合同会議を開催させていただきます。

本日は、井伊委員、佐々木委員が所用のためご欠席です。

まず、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単にご紹介ください。

**中島内閣府統計委員会担当室長** 議事次第をご覧いただきたいと思いますが、配付資料

として1から7までご用意させていただきましたのでご確認ください。それから、参考1から参考4についてもご確認くださいと思います。よろしくお願いします。

**竹内委員長** それでは、本日は、部会の審議状況とワーキンググループの審議状況についてのご報告をいただき、まずそれについて議論していただくということがほとんど中心で、中身はいろいろあるのですが、なるべく手際よくやりたいと思います。

早速、まず部会の審議状況について、最初に人口・社会統計部会の審議状況について、阿藤部会長からご報告いただきます。お願いします。

**阿藤委員** それでは、人口・社会統計部会の結果概要についてご報告させていただきます。

資料1番目でございますが、これは調査が2つに分かれておりまして、1つは社会教育調査、もう1つが医療施設調査と患者調査ということでございます。

最初に、1ページ目から2ページ目で社会教育調査についてのご報告をいたします。

ここでは、1つの課題は調査の統合ということがございまして、従来の指定統計調査としての社会教育調査に、承認統計調査としての生涯学習・社会教育施設調査というものを一体的に統合するという計画でございます。承認統計調査の方は、博物館類似施設調査、民間体育施設調査、文化会館調査と別々に行っていたものを、今回統合的に行うという案でございます。これにつきましては、次回調査の実施年でもあります平成23年が経済センサスの実施年であるということで、そのための母集団情報の整備という観点からも、正確な調査を実施してもらうことを希望するとか、あるいは、この調査はハードが中心になっていて、利用者の状況などのソフト面が弱い、薄い。更には、経済面からの把握も重要であるというご意見も出ましたが、審議の結果、調査の統合については妥当であるとされました。なお、ご意見のあった、いわば利用者側のデマンドサイドに立った調査というのは、必要性は認められるということで、これについては今後の課題とすることとされました。

それから、調査の新設でございますが、これはいわゆる生涯学習に沿って、生涯学習推進センターというものがあちこちに設置されているということで、これを新たに把握する調査を実施するというところでございます。これに関しましては、またいろいろご意見が出ましたが、都道府県立の生涯学習推進センターは把握が容易であるが、市町村レベルになるとさまざまな施設があるということで、なかなか把握は困難であるという面がある。それから、どういうものが生涯学習推進センターなのかということで、施設の機能というものを定義に用いると線引きがあいまいになるとか、さまざまなご意見がございました。それで、これも審議の結果、調査の新設については妥当である。しかし、調査対象施設の定義についての整理が必要であるということで、次回の会合までに検討していただくということになりました。

それから、調査対象の拡大でございますが、これにつきましては、これまで教育委員会所管の施設のみ対象となっていた青少年教育施設、女性教育施設等について、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加するということを計画しているというこ

とでございます。これにつきましては、若干のご意見がございまして、首長部局の施設では、例えば青少年婦人会館というような施設、つまり両方を看板に掲げたような施設もある。どちらに含めるか整理が必要になると思うという意見がございまして、審議の結果、これも調査対象の拡大については整理する点はあるが、概ね妥当とされました。

それから、調査事項の追加でございますが、施設に付随するようなレストランや駐車場等の経済的な機能をアクティビティの面から把握することも必要ではないかというご意見も出ました。今回は見送りということになりましたが、施設の建築年・建築物の構造別の把握ということについて、いわゆる耐震化対策という面でそういう項目を準備しているということがございまして、これも若干のご意見がございましたけれども、原案どおりいくということになります。

それから、学級・講座の学習内容別区分の細分化ということで、従来、6種類の分類で調査を行っていたが、これを細分化して80種類の分類で調査を計画しているということでございます。これにつきましていろいろご意見がございまして、学習内容の分類を何を根拠として細分化しているのかとか、あるいは、これについては何か標準的な職業分類や産業分類に相当するような分類はないのかとか、いろいろご意見がございまして、審議の結果、学校・講座の学習内容別区分の細分化は、なるべく正確に内容を把握するという点で妥当であるが、学習内容別区分の精査が必要である。これも次回までの宿題とされました。

それから、ボランティアにつきまして、社会教育・生涯学習を支えるボランティアについての調査項目を充実させるという計画がございまして、そういう項目が入っているということでしたが、これについては、調査の原案では主として施設内でボランティアがどう使われているかという面での調査が中心でございまして、施設ボランティアでない、つまりボランティアがそこを拠点にして外へ出て行って何をしているのかという面も必要ではないかということで、余り施設ボランティアに軸足を置かない方がいいというご意見もございました。ただ、実態として調査で捉えられるのは、施設でどのような活動をしているかということで、外で何をしているかはなかなか捉えにくいということもございまして、その点では施設内のボランティアでいくということになったということです。それから、青少年教育施設と女性教育施設についても、独自の項目立てが必要じゃないかというご意見もございました。審議の結果、先ほど申し上げたように、ボランティア活動状況の項目追加については妥当であるが、活動内容の選択肢について若干整理が必要だというふうにされました。

その他、今回、整理等を求めた事項及びオンライン調査の導入以降の残された論点につきましては、次回部会で審議する予定でございます。これが社会教育調査の審議状況でございます。

それから、3ページ目からでございますが、医療施設調査・患者調査の計画についてでございます。

医療施設調査につきましては、前回の統計委員会でご報告したところ、特に経営項目についてのご意見が大変出されました。人口・社会統計部会でももう少し議論してくれということでございましたので、その実態を知るという意味もあって、厚生労働省から資料も用意していただき、そして少し議論もさせていただきました。これにつきましては、各委員からさまざまな意見が出ましたが、主たる意見としては、経営状況を把握するには詳細な項目が必要である。これを診療機能の把握を目的とする医療施設調査の中に加えるのは記入者の負担が大きいということで、経営項目の把握を予定している経済センサスで対応するのがよいのではないかとか、あるいは医療施設の経営状況については経済センサスにより5年ごとに母数となる数字を把握し、そして医療経済実態調査により、中間年の状況をサンプル調査する方法が考えられるという意見がございました。それから、医療施設調査は医療の提供状況、サプライサイドを整理するものであって、医療施設の経営項目については、医療施設調査とは別の調査を行うのが適当ではないかというご意見が多数を占めました。

これらの意見を踏まえまして、医療施設の経営項目については、医療施設調査において把握するのではなく、他調査の状況を利用することが当面は適当である。リンケージの利用のあり方については、基本計画部会において、医療に関する統計の体系に関する議論の中での検討を行っていただくという、前回の整理が部会で再度確認されました。

それから、前回の部会では、労働時間の把握とか従事者数について、把握の方法等についての若干の議論がございましたけれども、労働時間の把握については、今のところにありますように、今回の調査で対応するのは大変困難であるということで、中長期的な検討課題とされました。

それから、従事者数につきましては、やはり今のところがございますように、次回調査以降、他調査との関連において重複が生じないように、検討に当たって留意するとされました。また、地域ごとに男女別の医師不足の状況を把握する観点から、医療施設調査において男女別の医師数を把握することは適当とされました。

それから、医療施設調査の追加論点でございますが、1つは調査票の様式、これは見やすくするというところでございます。

それから、記入者負担の軽減等について、特に医療機器を用いた検査等の実施状況を把握する項目で、病院と一般診療所を同じ項目としている。一般診療所については、余り高額医療機器は使っていないので、そういう項目は不要ではないかというご意見がございました。それに対しまして、以下のようなご意見が出ました。一般診療所について、高額医療機器の導入状況を把握する必要があるかということで、少ないとはいっても経年変化を把握する必要があるということ。それから、普及状況がどうかということを把握する必要があるという点で、今のところがございますように、そういう点で今回この項目を一般診療所についても含めることが適当だというふうにされました。

以上が医療施設調査についての審議状況でございます。

次に、(5)で患者調査における前回統計審議会の「課題への対応」についてでございます。この調査については、前回統計審議会の課題として、1つは傷病の実態をよりの確に把握するために、主傷病だけではなくて、複数の傷病をもつ者について、記入者負担に配慮しながら、複数傷病の把握方法等の検討を行う必要があるということ。それから、平成17年度調査において病床数500床以上の病院の施設内抽出率を引き下げる。その変更によって調査結果の精度を検証するという2つの点がございました。

1つは、副傷病の把握でございますが、これに関しまして主な意見としては、副傷病の把握は国民の疾病構造を知る上で重要であるが、記入者負担がある。今回は生活習慣病予防対策等の推進に向けて、生活習慣病及び精神疾患に限定して把握する方法が妥当と考えられる。重要ということがあれば、今後また追加していけばよいというご意見が出ました。審議の結果、把握する副傷病の範囲については、状況に応じて変更が可能なものであるから、記入者負担を考慮して、今回調査では、これは行政上の必要性が高いと言われている生活習慣病及び精神疾患に特定して副傷病を把握するということが適当とされました。

それから、第2番の標本設計でございますが、これにつきましては、14年調査と17年調査の結果を比較いたしまして、変更前後で標準誤差率に大きな差はないということから、問題はないとされました。

それから、患者調査の「調査事項」についてでございますが、1つは、これは追加事項のみで削除部分についてはまだ議論が進んでおりません。追加部分につきましては、1つは患者の国籍、いわゆる外国人の患者数を把握することが必要ではないかということがございました。しかし、外国人の患者数の把握といっても、カルテに患者の国籍までは記載されていないということなので、外見だけではなかなか判断ができないということで、調査上、大変難しいということでございます。それから、今回、入院患者については、過去の入院状況を調査することとしておりますが、退院患者についても調査を行う必要はないかというご意見がございまして、これについて議論をいたしました。過去の入院状況については、記入者負担を考慮しますと、入院票と退院票の双方で把握することは難しいという判断がございました。退院票については、調査項目が多いということ、それから対象客体数が多い大病院では記入の負担が大変大きいという意見があることから、過去の入院状況については、入院票により把握することで問題はないと考えるというようなご意見がございました。

そのほかに、いわゆる医療の判断として、セカンドオピニオンというものが今求められているということがございますので、それに関する情報は今後把握する必要はないかということもございました。審議の結果、過去の入院状況につきましては、記入者負担を考慮して、今回調査では、より多くの推計患者数の把握が可能である入院票において把握することが適当とされました。セカンドオピニオン等の取り扱いについては、今後の課題ということにされました。

以上でございます。

**竹内委員長** 内容が非常に豊富で、これで一々議論するととても時間が足りなそうなので、申しわけありませんが、ぜひというご質問、あるいは何かご意見がございましたらお願いします。

**美添委員** 時間がないところ恐縮です。両方あるのですが、まず社会教育の方ですけども、次回の検討課題として先送りにされたという点で、この調査は基本的に施設の稼働状況等は把握するけれども、ソフト面、活動に関しては把握が不十分ではないかということです。議論した結果、今後の課題という整理ですが、たしか、これは前回も全く同じ課題とされて先送りにされた事項だと思えます。前々回も同じだったのではないかと。時間がないかもしれませんが、何をどう議論されてこのような結論になったのか。外から見てみると、やる気がないと見えかねないので、今日は時間がないということでしたら、次回の検討のときにその点の確認をお願いします。

**竹内委員長** 本当に時間はないかもしれませんが、なぜ先送りというか、ちょっと無理だという話になったかということで、主な点があったらご紹介ください。

**阿藤委員** 今日出ておられます野村委員からご意見が出されたと思うのですが、あえて言えば、他の委員の方は余りこれに関心を示さなかったということになると思えますけれども。

**廣松委員** 確かに美添委員がご指摘のとおり、前々回については私は記憶が残っていないのですが、前回にもこの問題は提起されました。ただ、今回の計画の改定で、それ以上に、対象施設を拡充した、すなわち教育委員会が所管しているものだけではなくて、地方公共団体の首長部局が持っている施設にまで拡張して、確かに施設が中心ですが、その活動を捉えるということにしましたので、両方同時にやるのはちょっと難しかろうという判断も働いたことは事実です。

**竹内委員長** よろしいですか。野村さんも何か。

**野村委員** 私も参加しておりまして、そのときに、過去の議事録を拝読しておりまして、美添先生がかつてそれをご指摘されて、その前の平成14年のときもそういう議論があったと認識しています。NPOと申しますか、SNAではNPIと申しますか、非営利団体における生産の捉え方として、内部のアクティビティは複数存在しているかもしれないし、またそれらの財・サービスが市場的に意味のある価格で提供されているのか否か、というような議論の中でしっかりと把握することが必要だろうということは、恐らくコンセンサスがあったと思うのですが、基本的な構図としまして、やはり3～4回しか議論の場がない。その中で抜本的な改革というのはほとんど受け入れられず、課題と先送りの構図が私の短い経験だけでも常に繰り返されてします。基本計画は今回大きく違うのでしようけれども、そういう基本計画のような検討の場、それをベンチマークのリビジョンとして捉えますと、もう少し議論ができて、かつ実際に変えられるかもしれない場が準備されないと、このテーマのたぐいの議論は常に時間的な制約を理由に流されてしまうということがあるのではないかと思います。

**舟岡委員** 通常、今後の課題として掲げられますと、実施者は責任をもってその課題に対して検討して、次回の諮問時においては回答を示すはずであり、実際、大半の省庁が示してきました。私は、文部科学省が怠慢だとは言えないと思いますが。

**竹内委員長** 確かに野村さんのおっしゃるとおりですけれども、それをもし全部、委員会あるいは部会のところでフォローしていたら、それこそ年がら年じゅう部会をやっていなければいけないので、やはり一応実施部局にボールを投げたら、投げられた方である程度責任をもって答えていただくということになっているんだと思いますが、今回それはどうなったかよくわかりませんが、これは何遍も繰り返して指摘されていることですから、ぜひ次はそこは直していただきたい、どうしても直せないなら、だめである理由をはっきり示していただきたいと思います。そういうことはどうぞお伝えください。

それで、もう1つの方については何かご意見ありますか。

**美添委員** これも時間がないので、一言ですが、経営項目に関して検討された経過は十分理解できました。今後、リンケージについては、ワーキンググループ、基本計画部会の議論に委ねるという説明がありまして、一般的にはそれでよろしいと思いますが、ただし、この調査に関わって、具体的にリンケージ項目として何が必要なのか。どのような項目が、どのような手順でできるかという点については、個別の統計と必要な資料という視点から、何らかの形で確認をいただくことが効果的だろうと思います。

もう1つは副傷病の件ですが、今回の提案は私は評価したいと思います。部会長から説明がありましたように、この問題は引き続き検討して下さるということです。この定義を変えると傷病率そのものが大きく違う可能性があって、従来から捕捉には問題があることは医療関係者は十分認識していたはずですが。それに対して、今回、部分的にせよ、この項目を復活して、しかも調査の負担を避けるという回答が示されたので、ここは高く評価したいと思います。今後も引き続き改善を期待いたします。

**竹内委員長** 基本計画部会の一般的原則で議論していただくということはそれでいいんですけども、今、美添さんが指摘されたように、今後、具体的な問題に、例えば今2つの調査についてはここここがリンケージできるはずだというようなものはどこか答申の中に出しておいていただいた方がよろしいと思いますから、お願いしたいと思います。

何かご意見ございませんか。急いで申しわけありませんが、もし特にご意見がなければ、次にいきいたと思います。

次に、産業統計部会の審議状況について、舟岡部会長の方からお願いします。

**舟岡委員** 資料2をご覧ください。第4回産業統計部会の結果概要に従ってご説明いたします。第4回産業統計部会は、2月27日、特定サービス産業実態調査の改正について審議いたしました。第4回の部会を含めて、全部で4回の部会審議を予定しております。

初めに、調査実施者から特定サービス産業実態調査の目的・役割等の変遷、それから今回の改正計画の内容に加えて、特定サービス産業実態調査は、昨年一昨年も諮問されていますので、それに対する審議会答申の中に掲げられた今後の課題に対する対応状況およ

び、統計委員会に諮問された際の委員からの意見に対する回答について説明がありました。それを受けて、委員・専門委員からの質疑が行われ、その後、特定サービス産業実態調査の役割・位置づけに焦点を絞って審議を行いました。部会における主な意見については以下に記してありますが、役割・位置づけについては、「本調査の役割・位置づけ等について」と「標本調査化等について」に記されています。併せて、部会では「調査対象事業所の的確な捕捉について」、「民間事業者の活用について」、「調査結果の補正について」、それぞれ意見が出されましたが、これらについては次回以降の部会で詳しく審議する予定であります。

本調査の役割・位置づけ等について、に記してありますが、サービス産業分野においては、5年ごとに広く概括的に把握する「サービス業基本統計調査」があり、それと対峙するような形で、経済産業省所管の業種の特性を捕捉することを主な目的とした「特定サービス産業実態調査」があります。その意義と位置づけについて、変わっていないとの認識で良いかについて確認が行われました。

今回、所管業種を対象に業種拡大を行う計画案であり、これは緊急の行政課題へ即座に対応を図る必要性から出てきています。この調査の目的として、必要かつ重要な業種について、しっかりした調査を行うことが本来のあるべき姿であるという点については大半の委員の一致した見方でありました。

しかしながら、に記してあるように、新たに開始する平成23年の経済センサスでは、企業・事業所についての経理事項を調査します。経済センサスにおいて、母集団情報が整備されるとともに、サービス業についても主要な経理事項が調査されますので、経済センサスの実施の前と後では特定サービス産業実態調査の位置づけが変わり得ることもあります。したがって、本調査のあり方については、23年経済センサスの前と後で分けて考えることが必要だろうと判断し、とりあえず当面は、経済センサスの実施の前までを視野に入れて特定サービス産業実態調査のあり方について検討する必要があるだろうと考えています。

しかしながら、に記してありますが、今後の統計整備のあり方に寄与するように、中長期的な視点からも、本調査の果たすべき役割について議論すべきだとの意見もありました。

において、それでは、この特定サービス産業実態調査によって産業の特性をどのように捉えたら良いかですが、各業種について横並びで調査すれば良いわけがない。サービス産業といいますが、あたかも1つの産業であるかのように時には受けとめられがちですが、広義のサービス産業と擬せられる第三次産業とは、第一次、第二次産業を除いた雑多な産業の集まりに過ぎませんから、その産業特性は業種間でいろいろ異なります。したがって、何を把握する必要があるかは、サービス産業の中でもどういう業種についてどうであるかを明確にする必要がある。所管業種について、経済産業省は多くの知見を有されておりますから、各業種について何を把握することが重要かについて明確にする必要がある。

に記してありますが、ものについては事業所間の取引を捉えるような設計となっておりますが、サービス産業に係る統計は、戦後すぐにではなく、かなり時間をおいて整備されて、そして調査事項や対象も限られていたこともあって、その活動について同一企業内の事業所間の取引を捉える設計にはなっていません。その手段はどのようにして可能なのか、それから、捉えることにどのような意義があるのかについても、十分検討すべきではありますが、すぐ回答が出る問題ではありません。サービス業の生産性の計測等とも密接に係るので、これについては中長期的に考える必要があるだろうという意見がありました。

次の「標本調査化等について」であります。で、本調査を毎年実施する必要性は何か。都道府県別に調査した結果を表章することがなぜ必要なかを明確にすべきである。で、標本調査化に係る検証結果は、単純無作為抽出による試算であり、層化抽出の下でいかなる検証結果になるかについて試算し、評価する必要がある。必ずしも都道府県を単位として調査する必要がなければ、ブロック単位で調査する方が効率的で、ブロック別に表章すれば十分ではないか、そういう意見がありました。

で、調査実施者から地域別表章の範囲、小規模事業所に対する調査のあり方については、十分な検証を現段階で行っていないので、今後、標本調査化の可能性について引き続き検討したいという回答がありました。

「調査対象事業所の的確な捕捉について」以降は、審議の際に出てきた意見ですので、第5回の産業統計部会で詳しく審議いたしますので、その中でまたご紹介したいと思います。

以上でございます。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。では、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

**内閣府経済社会総合研究所長** サービス産業の統計は非常に重要ですし、ある意味で世界的にサービス産業をどう捉えるかという議論が今ものすごく盛んになっているところだと思っております。そういう意味で、ただ単に1つ1つの実態調査が諮問に出て、諮問にかかった結果、これをどうするかという議論だけじゃなくて、日本の中で70%を占めているサービス産業をどう捉えるかということをぜひ産業統計部会で本気になって議論していただきたいと思っております。これをやらないと、また日本は数歩遅れることになると思います。

これにも書かれているし、先ほどの報告にもあるのですが、経済センサスに期待する要素がものすごい高いわけですね。ところが、われわれは、前にも申し上げたのですが、統計委員会の場で経済センサスというものをどういう位置づけをして、どういう方向で進んでいるかという報告は今までなかったと思っております。これは、母集団をどう捉えるか、そのことも含めて非常に重要だと思いますので、ぜひ委員長にお願いしたいのは、どこかで経済センサスの現状についてどこまで審議がされてきて、現状どうなっているかということを中心に共有の認識として持つべきだと思います。

その上で、特にサービスについては、事業所という単位なのか、企業という単位なのか、

産業という単位なのか。それから、サービスというもののクオリティをどうはかるかとか、プライスをどう設定するかとか、これは非常に大きな問題ですので、そういうことに対して現状の統計のどこはどのような形で押さえているけれども、どこが不足しているということを一度きちんと整理していただいた上で、こういう形の諮問が出てきたときに、これはこういう部分を担っているんだ。だから、こうしたいという形のステップがないと、一歩ずつ進めていっても、結局、今は時間がないから次のことにしますということで終わってしまうケースが多いので、たぶん時間はかかると思うのですが、そういうルールを委員会としてつくっていくことが非常に重要だと思います。

**竹内委員長** 今の件はそのとおりですが、私の理解では、それはとりあえず基本計画部会そのものの課題でありますと同時に、ワーキンググループでいろいろご検討いただきたいと思うんです。それは産業統計部会でも議論すべきことかもしれませんが、一応それぞれの部会は、前の統計審議会のいわば義務の引き継ぎのようなことで、現実ですぐ行われる統計について意見を出さなければならないので、確かに今の状況ではそこで十分議論するだけの時間がないわけですから、そのような問題は一応、基本計画部会、あるいはワーキンググループで議論していただくということにしたいと思います。

それで、実は経済センサスの件につきましては、すでにいろいろな関係部局でいろいろなご検討が進んでいるはずですが、それについて、これはやはり一応ご報告をいただきたいのですが、それはどういう段階で、どういうふうにご報告いただくのがいいのかは、事務局の方とも相談して、また関係部局とも相談してお願いしたいと思います。とりあえず、ワーキンググループでは、経済センサスの件は特に第2ワーキング、第1も第3も全部関係するのかもしれませんが、ぜひご議論いただきたいと私は思っておりますし、この基本計画部会の場合でもその議論をいつか、そんなに先に延ばしてはいけませんけれども、近いうちにはいつかやりたいと思っております。

特に今の具体的な問題について何かご議論ございますか。

**出口委員** 特定サービス産業実態調査ですけれども、舟岡先生のご報告の中にもあったように、のところで、どうしても所管の業種に限定してしまうと、インターネットとか、幾つかの付随サービスみたいに、複数の省にまたがる業種の場合にやや問題が生じるというか、そういう遺漏が生じるということがございます。それから、既に特定サービス産業実態調査でも調査客体に対する負担の問題もありまして、従業員のキャリア等は別途サンプリングの労働力調査の方と政策上はマッチしなければならないとか、極めて加工統計的な側面がありますので、サービス業を総合的に捉えるためには、いろいろな調査をどこかで総合するような視点がどうしても必要になってくるという印象を強く受けたということと、やはり主業と副業の分割みたいなものが、既存の物づくりの事業所単位で、例えばうまくサービスが分けられないという問題が典型的にあって、Googleなどは2～3年もすると携帯電話業に変わっているかもしれないという、そういう状況がございます。しかも、全部事業所単位で分かれていないんです。半々ぐらいでやっていたりするとか、その種の

問題がありますので、少し捕捉も含めて、広義の加工統計としての分析をやっていかないとだめではないか。そうでないと、今、経済社会総合研究所長からのご指摘にあったように、どうしても構造を捕捉できないというような問題がいろいろなレベルであると思います。

**美添委員** 今の件は経済社会総合研究所長の発言とも関連するのですが、私はこの統計委員会の場でまだ議論を伺っていませんが、経済センサスの話と、それから、サービス業に関する構造的な調査、動的な調査がどういう検討状況にあるのかということ踏まえた上でないと一般的な議論は不十分だと思います。この特定サービス産業実態調査に関する諮問・答申は、委員長の説明のとおり、従来の課題の延長で、経済産業省が今直面している政策課題に直ちに応えなければいけない。そのためにこれこれの調査をやらなければいけないというのが諮問の理由であり、答申もそこに絞るべきだと思います。だから、出口委員が言われたような問題点は存在しますが、それはサービス業一般に関する調査でこそきれいに取り入れることができるものであって、経済産業省にすべての責任を負わせるのは、調査の実施方法としても困難であると思います。ここは一般論を切り離して、できるだけ早く結論を出すべきだろうと思います。

それに関連して1つだけ。今の部会概要の中で幾つか議論があった中で、これは全数調査が必要であり、標本調査はできないという答案ですが、その理由に県別の表章が必要である、それを各県が求めているという説明がありました。私は、それは間違いであり、過去の発言とも矛盾していると思います。というのは、以前、サービス業基本調査と事業所・企業統計調査を同時に実施するとき、地方にとっては容易にサービス業の特性を把握することができる機会があった。そのときに、都道府県は全数は要らないという強い主張をされて、主要な部分しか調査しなかった。特定サービス産業実態調査というのはサービス業全体の中のごく一部です。そのごく一部について、なぜ県別に全数が必要であり、それを超える広い範囲のサービス業に全数が不要なのか。都道府県が何を考えているのか私には全く理解できませんでした。これは部会での話です。

**竹内委員長** 今、美添さんが提起された疑問について、部会長としてお答えになることがありますか。

**舟岡委員** その点は私も同感でして、都道府県ごとに表章することの意味については疑問でして、ブロック別程度に大よそ把握できれば良いのではないかと思います。特にサービス活動は県を越えてやりとりされていますから、限られた業種について、行政区域である県で仕切って捉えて何に利用するのか、多少疑問なところがあります。

**竹内委員長** もしそうでしたら、今日は経済産業省の方が見えていますから、何か反論があったらおっしゃってください。

**経済産業省調査統計部** 今ご指摘の点は、従来から当方からご説明していますように、各県からの要望、県別の表章のものが必要であるという要望があり、それを前提としてサンプル設計をすると標本が非常に大きくなってしまいうというご説明をしたところであります。

す。実際に特定サービス産業実態調査は、ご承知のように、今、非常に多くの業種を拡充しようとしておりますので、少なくとも、われわれの聞いておりますのは、主要な業種については各県からのニーズが高いというふうに聞いておるところでございますので、その前提としてご説明をしたということでございます。

**舟岡委員** 特定サービス産業実態調査の位置づけに関連することですが、サービス関係の統計は、戦後、長らくにわたって未整備で、経済社会総合研究所長がおっしゃいましたように、昭和40年にはサービス産業のウエイトが5割を超えてきたにも拘らず、これを捉える統計が全くないと言ってよい状況だったかと思えます。二十数年前、竹内委員長も関わられた「統計行政の中長期構想について」の中で、サービス関係の統計について、3つの分野の統計を整備すべきとされました。広く概括的なサービス活動を捉える統計と動態を捉える統計、そして特定のサービス産業について、その構造・特性を詳細に把握できるような統計が必要であると指摘されています。広く概括的な統計は、サービス業基本統計調査として平成元年から5年おきに実施されてきました。特定サービス産業実態調査は「中長期構想について」の少し前から通産省が実施していましたが、その対象業種を拡大する方向で幅広いサービス産業について、その特性を把握できるようにしてきました。さらに、動態を捉える統計は、第1次吉川委員会でその整備が求められて、それを受けて「サービス産業動向調査」として、今年から実施されることになりました。

言ってみれば、3点セットが曲がりなりにも整うことになって、それらをこれから更に磨き上げていくことになると思えますが、広く概括的な統計としてのサービス産業を捉える統計は経済センサスの中に包含される方向になっている。それがどのような形で結果を明らかにするのかと、特定サービス産業実態調査にどのような役割を担わせるかは密接不可分のところがありますので、そこも意識しながら今回の審議を進めていきたい。実は、23年の経済センサスは中身がまだ詰まっています。その具体的内容が十分詰まっていますと、その先まである程度見通した上で特定サービス産業実態調査はどうあったら良いかを検討できるのですが、残念ながら、まだ23年の経済センサスの輪郭は現段階で不明です。

**竹内委員長** ちょっと脱線になりますけれども、23年の経済センサスというのは非常に重要だと私は思っていますが、これについて各方面で今一生懸命検討を進めておられるのですが、これが十分詰まっていないというのは舟岡さんのおっしゃるとおりですが、さて、それでいつ統計委員会でその問題を議論したらよいかということがあります、これからいろいろな基本的なことを考えて詰めていこうというお考えのときに、いきなり早くそれを取り上げて、ああだこうだこちらが十分調べてもないうちに言うのもどうかと思えますし、とって、非常に詰まり過ぎて、もう全部決まったところで、これ以上何を言っても今からはだめですというようなところで議論しても、これもまたむだ骨になりますので、そこは適当なタイミングで進行状況について少し聞かせていただいて、また意見があればこちらからも申し上げるということにしたいと思います。その辺は担当室の方でもよく調べて頂きたいと思えます。もうそろそろ近いうちにご報告をいただいて議論してもいいん

じゃないかというのが私の印象ですけれども、その辺はこれからよく考えさせていただきたいと思います。

**舟岡委員** 経済社会総合研究所長の、サービス産業について、品質をどのように評価するか、価格をどう捉えるか、これらの点は非常に重要なこととして、本日予定の議題を先取りしますと、第2ワーキンググループでもそういう問題が投げかけられています。ただし、これは短時間で答えを出せるようなものではありませんので、かなり中期的な観点で研究を十分深めて、何らかの結論を引き出すことが必要だろうと考えています。

**竹内委員長** まだワーキンググループに関するところでも議論があると思いますが。

**経済産業省調査統計部** 1点だけお願いでございますが、先ほど美添委員から出たように、今回の諮問につきましては、今年20年の特定サービス産業実態調査について審議をお願いしているところでございます。実際には今年の11月1日が調査日でございますので、今回お願いしているのはそのやり方で、今回は業種を従来に比べて拡張しておりますので、その点についていかがでございますかという形をお願いしております。実際に作業スケジュールというか、実査のことでございますので、今出ている話は、美添先生、舟岡部会長からも出たように非常に大きい話でございますので、それは非常に重要だということは十分理解しておりますけれども、今年の特典サービス産業実態調査が円滑に行われますように十分よろしくご審議をお願いしたいと思います。

**竹内委員長** その点は十分理解できるのですが、それでまたほかのことにとらえられていると、また次に実際に調査の計画が出る段階になって、これでどうかをお願いします。あと半年しか時間がないのでという話ばかりになると、いつまでたっても基本的なことを議論することができなくなりますから、適当な段階でやはりあらかじめもう少し大きな長期的な議論ができる場はつくりたいと思います。

**経済産業省調査統計部** それは、ご指摘があったように、経済センサスを一度やりますと、当然名簿の整理等については従来にない情報が得られるということですから、それ以降のサービス業の構造の実態把握のあり方については、また別途、経済センサスと合わせてご議論いただく必要があるとは思っています。ただ、今回の諮問は、従来からやっております特定サービス産業を今年やるということですので、よろしく願いいたします。

**竹内委員長** それはよくわかっておりますけれども。

それでは、この件はよろしければ、ちょっと議題が詰まっていますから次にいかせていただきます。

次の議題は、基本計画部会各ワーキンググループの審議状況についてご報告をいただくのですが、その前に、基幹統計の考え方についてこれまでいろいろご議論がありました。総務省で改めて法律解釈上の問題も含めて整理していただいたものがそこに出ていますので、これを論点メモということでご説明いただいて、これに関するご議論は今はやめていただいて、各ワーキンググループの審議状況とまた絡んで、もしご議論があればしていただくことにしたいと思いますので、簡単にご説明だけをお願いします。

**貝沼総務省政策統括官** それでは、資料3をご覧いただきたいと思います。基幹統計や基幹統計調査を巡る論点につきまして、法案制定過程での検討状況も含めましてメモにまとめましたので、基本計画部会、あるいは各ワーキンググループの議論の参考にしていただければと思っております。

論点でございますけれども、6つほどにまとめております。1つが、基幹統計の指定の要件。それから、指定された基幹統計が満たすべき要件。3番目が手続の問題でございます。それから、裏の方にいきまして、4番目が基幹統計と基幹統計調査の対応関係がどうなっているのかということでございます。5番目が、基本計画におきまして、基幹統計についてどんなご議論、アウトプットをしていただきたいのかということについての事務局としての考えをまとめたものでございます。それから、6番目として、具体的な統計、特に加工統計について、基幹統計と統計調査がどんな関係になっているかということについて、若干論考したものであるということでございます。

その後、資料を別紙ということで付けておりますので、適宜、別紙をご参考にしていただきながら簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、指定の要件でございますが、これはすでにご案内のとおり、別紙の3ページに定義がございまして、第2条の定義の中で、いわゆる内容の重要性、あるいは広く使われるということで、政策遂行上の重要性とか、民間で使われている、あるいは国際比較上重要というようなことがすでに法律で定められているところでございます。

今後の論点としまして、ここで書いてある基準を更にブレイクダウンできるかどうかという問題があるかと存じます。ただ、私どもとしましては、なかなか共通的なメルクマールを出すのが難しいところがあるんじゃないかと。具体的な政策のニーズや時代背景を含めて、重要性を判断していくことになるんじゃないかと感じておりますが、これはワーキンググループ、あるいは基本計画部会でご議論いただきたいと思っているテーマでございます。

それから、どんなことを指定するかということでございますが、これも立案過程では余り細かいことを書かずに、統計の名前とか、作成目的、作成者、それから作成方法、調査によるのか、あるいは行政記録を使うのか、加工統計なのかといったようなことについて指定するというところで考えておりました。

それから、指定された統計の満たすべき要件でございますが、満たすべき要件として考えられますのは、品質・正確性とか、網羅性、利便性、迅速性といったようことが考えられるわけでございますが、法律上はこれらの品質等の要件については統計調査と統計調査以外分けて、それぞれにつきまして、まず統計調査の場合には、指定統計の実施につきまして承認を実施部局が申請し、審査し、統計委員会の答申を経て承認をするというようなプロセスが書かれております。それから、統計調査以外のいわゆる加工統計については、作成方法を届け出てもらいまして、それについて、これも委員会の意見を聞きながら改善意見を出すということになっております。

それから、手続でございますが、今申し上げましたように、指定と承認という2段の手続があるわけでございますけれども、それにつきましては、4ページの別紙2、3枚目の裏面でございますが、基幹統計についての行政実務の流れの想定ということでございますけれども、統計調査の場合には、恐らく基本計画で 省はいつまでに基幹統計として××統計を作成するといったようなことが盛り込まれることがあろうと存じますが、それが書かれますと、その後、総務省はその省と協議の上、指定することを委員会に諮問して、答申を受けて指定するという行為がございます。その後で基幹統計調査についての承認申請を実施省庁、作成省庁が申請をする。それで、それを同じように統計委員会に諮問して、答申、承認というプロセスがあるわけでございますけれども、基本的には、基幹統計としての指定と統計調査の承認については、同じタイミングで委員会でご議論いただくことが原則ではないかと考えております。仮に統計調査について承認できないというようなことがあった場合に、扱いとしましては、注の2番目にありますように、両方を一体として扱うということで、承認できる調査の申請があるまでは指定しないというやり方と、別途、基幹統計だけを先行して指定するということが考えられると思っておりますけれども、基本的には、統計だけ指定されて、統計調査について裏づけのあるものが承認されていないということで、ある意味で空振りの事態が生ずるというようなことにもなりかねないということですので、基本的には、特段の事由がない限りは、指定と承認というのは一緒にやるのがわかりやすいんじゃないかと考えております。

他方、調査以外の方法による統計につきましては、必ずしも改善の意見と指定行為を一緒にやらなくてはならないというような要請はないんじゃないかと思っております。

また元に戻っていただきまして、2ページ目でございますけれども、基幹統計と基幹統計調査の対応関係でございます。あちこちについて恐縮でございますが、これは最後の5ページの別紙3に図示しておりますように、必ずしも1対1の対応じゃなくて、1つの基幹統計をつくるために、2つの統計調査があり得る。あるいは、統計調査と行政記録を組み合わせて基幹統計がつけられるということもあり得るのではないかと想定しております。

例えばですが、前に戻っていただきまして、先ほど来話題になりましたサービス業につきましては、サービス業の構造統計と動態統計というように基幹統計を指定して、それぞれに統計調査が対応するという考えられますし、例えばサービス業統計という指定統計の中で2種類の調査があるというようなことも考え得ると思っております。こういうことについてどうに考えたらいいのかということについても、またワーキンググループ、あるいは部会でご議論いただきたいと思っておりますが、もし基幹統計と基幹統計調査というのが1対1の対応をしないというような場合もあり得るとした場合には、そうすることの必要性、あるいは、そうすることのメリット・デメリットなどを整理する必要があるのかなと思っております。

それから、5番目がアウトプットイメージでございますけれども、既存の指定統計が55本あるわけでございますけれども、今後、何を基幹統計として存続させるのか、あるいは

廃止するものが何なのか。新たに統合すべきものがあるのか。更には、新規分野で基幹統計として整備するものがあるのかといったようなことについて、具体的なご議論をいただき、かつ計画に盛り込むべき事項についてご答申いただければありがたいと思っております。

最後になりましたけれども、基幹統計と基幹統計調査の関係の具体例でございますが、資料の最後の6ページをご覧くださいと思います。典型的な加工統計として、I O(産業連関表)、S N Aがあるわけでございますけれども、これらの統計をつくる場合に、工業統計とか、あるいは特別の投入調査などを行って、それらの統計をベースとして加工統計がつけられるという構造になるわけでございますけれども、それらのI O、S N Aをつくるために使われる統計の更に元となる調査というのがございまして、この3段構成の中で基幹統計がつけられ、あるいは基幹統計調査という位置づけがなされるということでございます。ここであらわしておりますのは、加工統計を作成する上において必要な統計をつくるために行う調査について、基幹統計かどうかということが判断されるわけでございますけれども、ここの例の場合におきましては、真ん中の段に書いております、例えば工業統計が基幹統計かどうかという判断をし、もし基幹統計であれば、そのために必要な工業統計調査が基幹統計調査になるということでございまして、I Oとか、S N Aをつくるために工業統計が重要だということは当然あると思われるわけでございますけれども、それはあくまでも工業統計を使って加工統計をするという関係になっておりまして、基幹統計か基幹統計調査かというのは、調査によって、直接つけられる統計の性格によって判断されるべきものじゃないかと考えているということでございます。もちろん、工業統計が重要なのかどうかという判断をする上において、S N A等に使われるというのも、その判断のメルクマールの1つになるということはあるかと存じます。

以上でございます。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。貝沼さんが最後におっしゃったことはちょっと明確ではなかったかもしれませんが、工業統計調査は工業統計という基幹統計をつくるのに使われるので基幹統計調査とするけれども、例えば投入調査というのは、I Oをつくるための基礎資料にはなる。そういう意味では、もしI Oが基幹統計になれば、間接的には基幹統計をつくるために使われるけれども、直接基幹統計のためにつくるのではないから、例えばA投入調査というのは基幹統計調査にしなくてもいいのではないかと、そういう意味だにご理解ください。

それでは、これはご説明で一旦伺ったことにして、基本計画部会ワーキンググループのそれぞれのご報告をいただきたいのですが、もう大分時間がたってしまったので、少し延ばしていただいても、あとせいぜい1時間ぐらいしかないので、4つのワーキンググループに分けるとそれぞれ15分になってしまうのですが、その議論の仕方については少し考えさせていただきますけれども、とりあえず第1グループから第4グループまで、それぞれの状況について、申しわけありませんが、せいぜい5分ぐらいでお願いします。

では、第1ワーキンググループからお願いします。

**美添委員** 第1ワーキンググループは、私、美添が座長を努めております。

与えられた課題につきまして、7月に中間報告ができることを最終的な目的と設定しました。スケジュールとしては多少きついのですが、次回第4回の3月26日から第10回まで、与えられた課題を網羅的に入れまして、第2ラウンドまで検討する予定を入れております。これまでに3度のワーキンググループを開催いたしました。3回目は3月7日で、本日は席上配付としても資料は間に合っておりません。これについては、ご質問等がありましても、次回にお答えするというご許しをいただきたいと思います。

第1回、第2回、第3回と、基本的な問題につき、基本的な状況を確認するという趣旨で、専門家を招いてヒアリングをするという作業を実施しました。1回目に関しては、検討の進め方等を含めて、出席の各委員それぞれの立場から議論をいただきました。立場を見るには、構成員名簿が必要だと思いますので、1ページ目を見ていただきたいのですが、学会との接点を扱うワーキンググループにとって必要な方を何人かお願いしたほかは、各省のOBをお願いしています。OBといっても、各省の利害関係の代表にはならないような、現役のときに改革に対して大変熱意を持った方たち、なおかつ、今の現役の皆さんとも十分な意思疎通が図れる方たちを推薦いただきまして、恐らく現時点で想定できる私の考え得るベストメンバーを集めていただいたと思っております。したがって、議論も大変活発に進みまして、問題点の整理はこれまで順調に進んでおります。

議論の時間が欲しいということですので、第1回、第2回の議事概要がございますが、これは、いろいろな問題点を各自が示して、それをワーキンググループの課題に沿って並べたものですが、これを読み上げることは今は省略させていただきます。この後の自由な討議のときに、質問があれば、結論は出ておりませんので、議論の経過をご説明するという範囲で、そのときにお答えしたいと思います。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。

それでは、第2ワーキンググループの方、お願いします。

**舟岡委員** 資料5をご覧ください。私が座長で、これまでに3回行いました。1ページめくっていただいたところに、ワーキンググループで検討するテーマを記しています。大きく分けて、経済統計の体系的整備と統計の重点的・戦略的整備の2つに分けています。経済統計を体系的に整備する際、その1つの基準としてSNAを利用して、SNA推計のための基礎統計として何が未整備であるのか、確報推計、および1次QEと2次QEのQE推計について、いかなる統計が未整備であって、今後整備すべきであるかを検討する。それから、統計マップに基づいた未整備分野の検討と、主要国の統計情報との比較の観点で経済統計の体系的整備を考えると1つのよりどころとなっております。

統計の重点的・戦略的整備につきましては、各委員から出されたものとして、GDP統計の精度向上に向けて、どのような推計の仕組み等が考えられて然るべきか。質の評価が困難なサービス活動をどう扱うか。情報通信・知的財産活動をどう捉えるか。企業の組織

内活動と外部化をどう捉えるか。観光情報については、都道府県あるいは各省から断片的に情報がありますが、それを総合的にどう把握するべきか。ストック統計の未整備の分野をどのように整備していくか。格差問題と絡んで、労働・所得統計をどのように整備するか。財政統計については、地方財政統計も含めて、早期に利用することが困難な状況にあります。それをどのように整備していくか。環境統計については、その範疇をどうするかも含めて、その整備のあり方について検討する。企業の海外進出等、国境を越えた活動が活発になっている状況をどう捉えるか。母集団情報の整備については、21年、23年の経済センサス、および23年の後の28年調査が決まっていますが、21年経済センサス以降の後続調査についてどのように考えたら良いか。それから、各種の行政情報や調査結果等をどのようにレジスター化、フレーム化するか。これらのテーマを取り上げることとしました。

スケジュールですが、第2ワーキンググループは対象が幅広くて守備範囲が多いので、4月以降は、毎月3回ずつ行うことを予定しています。6月は2回になっていますが、たぶん3回になるだろうと思いますし、7月も3回をフルに使うだろうと私は勝手に予想しています。これまでに、最初の2回でフリートキング、3回目は論点ペーパーを検討して、今後、第4回では実際に政策を担当しているところからのヒアリングを行ってニーズを吸い上げ、その後の第5回以降では、そこに掲げられたようなテーマを中心として検討を進めていく予定であります。

第1回の議事概要について簡単に触れますと、ここで意見として多かったのは、60年ぶりの改正なのだから、従来スキームによることなく、検討方法も抜本的に見直していくことが必要である。分散型統計機構の問題点を明確にするとともに、どう解決すべきかを考えるべきだ。調査客体の負担を軽減していくことが重要であって、同じような調査は統廃合することが必要である。ビジネスフレームの整備が重要であって、日本でも行政記録の活用を進めていくべきだ。地方の財政や雇用に関する地方のデータをどのように集計していくか、その実情をよく調べ、利用の仕方について考えるべきだ。こういうところが大きな話でありまして、皆さん共通の認識だったかと思えます。

第2回の議事概要であります。6ページになります。(1)では、検討事項及び検討の進め方を議論しましたが、ワーキンググループ2の目的は、経済社会の状況をより把握でき、人々の適切な意思決定や政策判断に資するような統計を整備する道筋をつけること。SNA統計の充実に資することは1つの基準だが、広く世の中のニーズに対応することも必要である。

統計マップに基づいた未整備分野の検討は、分散型統計機構の弊害がどこにあらわれているかを明らかにして、工夫次第で改善できるものには対応するために行う。主要国の統計情報との比較は、我が国より統計リソースが潤沢な主要国と比較することによって、ここ数十年、予算・人員が削減される中で、整備が遅れている分野を明らかにするために行うものである。

それから、ずっと下の方へいきまして、生産面・分配面のQ Eの整備が重要である。公会計について、G F S（政府財政統計）とS N Aは対応していないが、コードの対応付けによる集計へと進展が期待される。

1枚めくっていただきまして、地域統計については、ブロック別など違うレベルの集計もあり得るのではないかと。

エネルギーに係る統計については環境統計とどう絡むかとも関係しますが、供給側について比較的整備されているのに対して、地球環境問題の検討、省エネルギーの推進などの観点から、エネルギー消費に関する統計の整備が必要である。少なくとも自治体別に電力やガスの消費量の変化などがわからないと政策効果も評価できない。

それから、内国歳入庁のデータを活用しているアメリカのように、行政情報をビジネス・レジスターの整備に積極的に活用すべきだ、そういう意見がありました。

第3回目では、S N A推計のための基礎統計の整備について、確報推計のところは野村委員に取りまとめをお願いし、Q E推計については門間委員に取りまとめをお願いし、門間委員には、更にG D P統計の精度向上に向けた検討についても取りまとめをお願いしてございます。

1枚めくっていただきまして、ワーキンググループ2の使命として、1点目は、中長期的な課題への基本的な考え方を検討すること。2点目は、重要性が薄れた統計の廃止を含めて、5年程度の基本計画の期間内に具体的に何をなすべきか、できれば工程表まで作成して提示することである。そういう考え方で臨みたいと考えております。

次のページの統計の体系的整備・S N A関係ですが、基礎統計において年次統計と月次・四半期統計の対応関係を明確にすることが重要。年次統計からS N A確報を推計し、月次・四半期統計から速報を推計しても、確報推計時には大きな調整が必要にならない方向を目指すべきであります。

1枚めくっていただきまして、G D P統計の精度向上、Q E推計のところでは、S N Aの速報と確報は別のものであるという考え方はユーザーには理解できないので、しない方がよい。改定が行われるにしても、だんだん真の値に近づけていくという方向が望ましい、こんな意見がありました。

そのほか、ご覧いただければ、そこでどのような意見が交わされたかが一覧されております。以上です。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。

それでは、第3グループの方をお願いします。

**阿藤委員** 第1が短く、第2が長いので、第3は短くということで。資料は6でございますが、これまで2回のワーキンググループを開催いたしました。初回は特に、この分野は各種の統計がございますので、どういう検討分野を考えるか。それをあらかじめ設定して、それぞれの分野ごとに統計整備のあり方、基幹統計の考え方の整理、具体的候補、当面の具体策等について議論する方式を進めることにいたしました。それで、各回、テーマ

ごとに専門の委員の先生に体系的なご報告をいただき、それに基づいて議論をするということでございます。当面のスケジュールといたしましては、2月、3月に個別分野ごとにまずは第1ラウンドの検討を行いまして、その結果を踏まえて、4月、5月に第2ラウンドの検討を行う。その後、取りまとめの議論を行うということにいたしたいということでございます。

分野といたしましては、「人口・人口動態」、それから「健康・医療・介護」、「教育」、「労働・雇用」、「家族・暮らし・居住」、「余暇・レジャー」、「福祉・社会保障」、ただし、いわゆる健康・医療・介護は除くということ。それから、「治安・犯罪・防災」の8分野というふうにいたしました。

それで、第1回のワーキンググループでは、「人口・人口動態」の分野で私自身から人口統計についての全般的な考え方をご説明いたしまして、意見交換を行ったところがございます。以下、国勢調査、住民基本台帳等について、いろいろご意見がございましたが、それについては割愛させていただきます。

それから、第2回のワーキンググループでは、テーマとして「労働・雇用」の分野と「福祉・社会保障」の分野の議論を行いました。そして、「労働・雇用」の分野につきましては、ここの委員でございます大沢委員から、特に最近注目を浴びております非正規労働について焦点を絞ったご報告をいただき、それから、玄田委員から少し包括的・全体的な労働統計の資料提示をしていただきました。これにつきましては、中身としては、特に最近高まっている非正規労働、それから労働時間が非常に長過ぎる、しかも非常にあいまいである等々の説明にかなり議論が集中した面がございます。それから、速報性の問題とか、統計の不足・重複等についての議論もございました。

それから、「福祉・社会保障」につきましては、これは専門委員の加藤委員から、社会保障体系と申しますか、給付や全般的な統計の必要性、それから、個別の社会保障分野の統計についての全体的なご説明をいただいたところがございます。議論の関心事としては、そういう全体的な統計として、例えばSNAとの整合性、特に年金についてですけれども、そういうものがなかなかないということございまして、そういうものをどう考えるかということがございました。

それから、セーフティネットから漏れている人々の問題がやはり1つの議論の焦点になったと思います。

それから、更に長く時間がかかったと申しますか、議論がたくさん出ましたのは、行政記録情報の活用という点で、社会保障番号などができれば統計的には大変有意義な活用ができるという議論がありましたが、一方で、なかなかこれは容易ではないという、やや甲論乙駁な感じがございましたけれども、そういうものの必要性についてどう考えるかという議論がございました。

一応以上でございますが、引き続き次回、「家族・暮らし・居住」とか「レジャー」といったテーマについての個別の検討も続けていきたいと思っております。以上でございます。

す。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。

それでは、第4ワーキンググループの方、お願いします。

**廣松委員** それでは、第4ワーキンググループの審議状況についてご報告いたします。資料7及び本日席上配付ということで、第4回目の議事概要が配付されております。

第4ワーキンググループは、今申し上げましたとおり、これまで4回会合を開きました。資料7の一番最後にA4横の形で審議の進め方という1枚の予定表を付けておりますが、ご覧いただきますと、第4ワーキンググループがカバーすべきトピックスとして大きく7つございます。このテーマをいかに効率よく、かつ漏れがないように議論をするかという意図からこういうものをつくった次第でございます。

現在4回までということで、それぞれのテーマに関する第1ラウンドまで済んだところでございまして、第1ラウンドの趣旨は、ワーキンググループのメンバーの方々にある程度共通の認識を持っていただいた上で、基本計画としてどういうものを盛り込むべきかということ、次の第2ラウンド、第3ラウンドでご議論いただこうということでつくりました。

ごく簡単にそれぞれの会合のご紹介をいたしますと、第1回目は、審議の進め方そのものを審議いたしますとともに、基本的な論点について、いわばフリーディスカッションの形でご議論いただきました。1ページの下のところでございますと、まず行政記録情報の活用に関しまして、これは、本日もそうですが、いろいろな形で今話題になっているわけです。それで、当然のことながら、メンバーの方々には積極的に活用すべきであるという意見でございますが、その際、例えばアメリカの経済センサス等、海外の事例を参考にすべきであるという意見と同時に、個別具体的に検討すべきであるという意見が多数ございました。

それを受けまして、現在、事務局で関係府省の協力も得ながら、これまで行政記録情報を活用した事例、それから今後活用を考えている事例に関して調査を行っております。その調査結果に基づきまして、この問題、即ち行政記録情報の活用に関しましては、次回3月21日にワーキンググループを開催する予定でございますので、そこで具体的な事例を参考にしながら議論を進めたいと思っております。

この行政記録情報の活用については2回目ですらに詳しく議論しましたので、後ほどご紹介することにして、2つ目の民間開放のあり方に関しましては、2ページのところでございますが、これまではどちらかというと、民間開放ありきということで進んできてしまって、根本の議論が不足しているのではないかと。統計の立場から、何が大事かという判断基準を設けるべきではないかという議論が出されました。

それから、3つ目にオーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について。3ページ目でございますが、現在、2次的利用という言葉を使っておりますが、法律上は「できる規定」であって、実際の対応は各府省の裁量に委ねるという形になっております。ただ、

さまざまな形で、特に研究者の方々から具体的な要望があるために、各府省は積極的に対応する方向で検討する必要があるということで一致をいたしました。

申し遅れましたが、行政記録の活用に関しまして、地方公共団体の方から問題提起がございまして、地方公共団体にも当然のことながら行政記録はある。しかし、それを利用しようとする、地方公共団体にはそれぞれ個人情報保護条例がある。それから、場合によっては、審査委員会というものもある。更には、住民感情等もあり、そのような状況で行政記録情報を用いて統計作成は大変難しい。この問題に関して、法体系の見直しも含めて、政府全体で取り組まないと地方レベルでの行政記録の活用というのはなかなか難しいのではないかと問題提起もございました。この点、確かにこれから詰めていかなければいけない点ではないかと考えております。

第2回目の議事概要が4ページ以降でございます。第2回目は、行政記録の活用について集中的に議論をいただきました。この回には、国税庁の方もオブザーバーとして出席をしていただきました。先ほど申し上げましたとおり、委員会のメンバーの方は行政記録の情報をどう活用するかということが問題であって、その活用すること自体に関しては反対論はないのですが、ただ、やはり法律的・技術的にさまざまな問題がある。そこをどうクリアしていくかということが最大の論点でございます。この点、法的な解釈、特に行政法上の解釈に関しましては、そもそも他の行政部局からの要請に基づき情報を提供するということは、現在の行政法上は守秘義務違反にはならないのではないかと行政法の専門の先生のご意見もいただきました。ただし、新統計法での要請に基づく提供は守秘義務違反にはならないとしても、問題は運用上のことであって、当然、例えば徴税目的で集められた情報を統計目的に使った場合に、今度は徴税目的のやりにくさとか、あるいは国民の心理的抵抗という問題が残る。そこは必ずしも法律的な問題ではなくて、運用の問題も含めて、まだかなり詰めなければいけない問題が残っているということでございます。

5ページ以降6ページにかけて、その回で出ました意見をまとめてございます。

6ページの一番最後のところで、今は主として行政部門の業務記録のことを念頭に置いて議論をしているわけですが、そこにございますとおり、POSデータやIC乗車券のように、民間データの利用可能性を考えるべきではないかというご意見もございました。ただ、その場合に果たして無料で提供してくれるのか。あるいは、購入するとするならばどの程度の費用がかかるのか。その辺は大変難しい問題がございますので、そこはまた更に次の問題でございます。

それから、7ページからは第3回目の会合の議事概要ですが、第3回目では、民間開放のあり方について議論をいたしました。これも先ほど申しましたとおり、既に民間開放ということでさまざまな実践が行われているわけですが、ただ、これは私の個人的な意見ですが、「民間開放」と言ったり、統計部門では「民間委託」という言葉を使い、あるいは、ほかの場合では「民間移譲」という言葉も使っている。その辺は大変錯綜しているような気がいたします。そこで、とりあえず統計の立場からこの問題を議論するときに、「民間

事業者の活用」あるいは「民間事業者との連携」と言った方がいいのかもしれませんが、そういう言葉を使った方が、どれが民間開放で、どれが民間委託だと余り益のない議論をしてもしょうがないように思いますので、一応そういうことで議論を進めるということでメンバーの皆様方のご同意をいただいた上で第3回目の議論を行いました。

ここでも、さまざまな形で意見が出ました。民間の立場からは、民間事業者を育成するためには、安定的に発注できる業務量が必要であること。統計調査の場合、例えば3年とか5年の周期調査が多くて、それでは民間としても計画を立てにくいのではないかというような意見もございました。これらに関しましては、次々回第6回でございしますが、官民競争入札等監理委員会の委員であり、かつ統計調査分科会の主査でもある方にお越しいただいて意見交換を行うとともに、今後の望ましい姿に関して議論を深めていくことにいたしました。

第4回目の審議概要は席上配付したものでございます。これは、2次的利用の問題に関して集中的に議論したものでございます。これに関しましては、大変大きな期待があり、少なくとも、もし来年の4月に新統計法が全面施行になったときに、何らかの形で具体的な提供ができるような体制を整えておかないと、大変大きな非難を浴びるといえるか、あるいは我々の怠慢を責められる、責任を問われることにもなりかねません。これについては総務省統計局が一部試行的な提供はなさっておりますが、もちろん初めての経験でございしますので、何とか実現できるようにこれから関係府省の方々に努力をお願いしたいと思っております。

最後に、このデータの2次利用と密接に関係しておりますデータ・アーカイブの整備というのがございます。これに関しまして、当日、東京大学の社会科学研究所の前田先生に来ていただきまして、アメリカの事例等に関してお話をいただきました。それらを参考にしながら、2次利用と密接に関係しているデータ・アーカイブに関して、更に第2ラウンド以降、議論を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。大変無理を言って短く言っていただいて申しわけありません。各部会のワーキンググループは、大変たくさんの仕事を引き受けていただいて、そして何回も会合を開いていただく予定で、今もうすでに一生懸命何回も開いていただきまして誠にありがとうございます。何か私だけが寝ているようで申しわけないんですけども。

では、早速、いろいろご議論いただきたいと思いますが、細部に入ると際限なくなるかもしれませんが、どなたからでもいいですけども、とにかくぜひというご発言をお願いします。

**阿藤委員** 第3ワーキンググループで、これまでも2回の議論の中で、いわゆる行政記録情報の活用といいますか、例えば住民基本台帳とか、まだ出ていませんけれども、恐らく医療を議論するときにはレセプトデータの利用とか、そういうのが出てくると思うので

すが、そういうものはある意味で一括して第4ワーキンググループにお任せすればいいのか。その辺の仕分けですけれども、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

**竹内委員長** 第4ワーキンググループとしてはどうお考えですか。

**廣松委員** 恐らく個別の行政記録によってかなり違うと思うんです。ですから、第4ワーキンググループとしては、基本的な考え方と同時に、それぞれの、例えば第2ワーキンググループにも当然そういうご要望があたりだろうと思いますので、それらのご要望を聞いた上で、何が具体的に候補になり得るかということはある程度絞った上で、そこから先は恐らく共同作業と一緒にやっていただかないと、第4ワーキンググループだけで余り独走しても、具体論としてなかなか詰め切らないのではないかというふうにちょっと心配しております。

**吉川委員長代理** 関連しての発言ですが、今ご説明があったように、ワーキンググループで専門的なご議論をきっちり積み重ねていただいているということは大変心強いことだと考えています。ただ、もう一方で、統計委員会全体として、基本計画をつくっていくときの戦略的な事項というのが見えにくくなっていく。これは事の性質として、すべていわば百科全書的にきちんと議論していくということになっていくと、百科全書の宿命であって、一方でどこに戦略的なポイントを置くかということが見えにくくなっていくことだろうと思うんです。ですから、ワーキンググループの方できっちりとした専門的なご議論を重ねていただくことはもとより必要なことで、今ご説明のあったようなことを積み重ねていただくことはもちろん結構だと思うのですが、これは委員長あるいは中島室長へのお願いですが、もう一方で戦略的なことはどういうことなのかということをやひとまとめておいていただきたいと思います。

今日のご議論を伺っていて、例えばですが、経済社会総合研究所長から経済センサスという1つのキーワードが出たかと思いますが、こういう問題もあるでしょうし、あるいは、たった今問題になった行政記録の活用、これは大問題ですから、マターとしては、ワーキンググループマターというよりは私は統計委員会マターだと思うんです。先ほどのご説明を伺っていると、ある意味ではまだ一般論のようなことが議論されていると思うのですが、そのことについては、実は以前あった委員会でもかなり議論したと思うんです。要は、個別イシューだと私は考えます。個別具体的な問題だろうと思います。無制限に、いわば一般論として行政記録を使うべきだというようなことを言っても話にならない。恐らく各省としても対応のしようもないような話だろうと思います。

ですから、あくまでも個別具体的な問題で、どのような行政記録について、やはりこの際、統計の目的のためにも活用すべきではないか。それは、先ほども申し上げましたけれども、ワーキンググループではなくて、統計委員会マターだと思います。それほど大きなことだろうと思います。ですから、ワーキンググループでは、個別具体的にこういうものが統計の目的のために使われるべきじゃないかということをお願いして、あとは統計委員会に投げさせていただくということではないでしょうか。ちなみに、私の記憶では、以

前から問題になっていたのは、例えば税の関係では名簿情報ですね。税務の内容に立ち入ったことではなくて、あくまでも税務当局が持っている名簿情報。どこにどういう企業があるかというような名簿情報について使わせてもらえないか、あるいは使えるといいのではないか。それから、法務省の登記とか、あと、出入国の記録というものが、これだけグローバル化した時代の中で、やはり人が入ってきたり出て行ったりという統計がないというのは、あるいは不備であることは問題であるから、出入国の記録が使われて然るべきじゃないかというご意見がたしかあったと思いますが、こういうような個別具体的なことについて、どういう目的で、どのような情報を統計目的に使うべきではないかということについて、ワーキンググループでいわばリストアップしていただいて、繰り返しになるかもしれませんが、統計委員会のこの本会議の方に上げていただいて、そこから話が始まる。ビッグイシューだろうと思います。一般論については、かなり詰めたのではないかと思います。

**竹内委員長** 吉川さんのおっしゃるようによろしく思っていたので、それで、今、ワーキンググループに具体的にどういうことについて、どういう情報が必要であるかということを出していただいて、また第4ワーキンググループでそれについて一般的なことも固めていただいた上で、これは統計委員会として決めるつもりでありますから、当面それぞれのワーキンググループでのレベルで議論をまとめていただきたいと思います。

今後のこの会の進め方ですけれども、今のところ、統計委員会と基本計画部会と一緒にやっていますけれども、もう少し議論が進行したときに、いつかあるときに基本計画部会だけを別にやる必要があるだろうと思います。また皆さんにご負担をかけて申しわけありませんけれども、そういうことも必要ではないかと思っています。そこで、吉川さんがおっしゃったような段階を踏まえやっといこうと思っていますので、ワーキンググループの方でもいろいろ議論の対象になったことについて、ご意見をまとめていただいた上で、そこで決めてしまうといったことをお願いしているわけではありませんので、ぜひ統計委員会、あるいは統計委員会の基本計画部会の方に、まとめた形で提出していただきたいというふうに思っています。

**廣松委員** 補足でございますが、先ほどご紹介しましたとおり、今、実際の統計作成部局が使いたいと思っているというか、どういう行政記録が使えるかということに関してリストアップしていただいています。一応それを取りまとめたものを次回のワーキンググループのときにご紹介をして、その次の段階で、希望があったところにお越しいただいてヒアリングでも、あるいは文書で回答をいただくか、どちらかになるかと思っておりますけれども、来ていただいて、こちら側の具体的な要求に対して、提供する側がどういう障害というか、問題点を考えていらっしゃるのか、そこまではある程度明らかにしたいと思っております。その上で、先ほど委員長がおっしゃったとおり、基本計画部会の方にその議論を上げた上で、戦略的に、恐らく希望が上がってくるすべての行政記録に関して一遍に実現をするというのは不可能だろうと思いますから、ある程度プライオリティもつけなければいけませんでしょうし、その辺は基本計画部会全体としてご議論いただければというふ

うに思っています。

それから、別件でよろしいですか。

**竹内委員長** どうぞ。

**廣松委員** これは、たぶん第4ワーキンググループの方から第1ワーキンググループの方へのお願いになるのかもしれませんが、民間開放の件に関して、いま公共サービス改革法の下では、指定統計はすべて民間開放のまな板に乗るということになっています。ただ、指定統計はすでに地方分権一括法に基づき、法定受託事務になっています。要するに、都道府県あるいは市町村のレベルで法定受託事務として実施することになっています。そうすると、民間開放するといっても、最終的に判断をするのは都道府県あるいは市町村です。そこで大変複雑な要素が絡んできまして、公共サービス改革法の担当の方からは、指定統計がすべて法定受託事務である必要があるのかという問い合わせも来ています。しかし、今のところ、法律上、地方公共団体経由の指定統計はすべて法定受託事務で行うということになっている。一部の指定統計は法定受託事務ではなくて、国直轄でやっているものもあります。科学技術研究調査がそうですが、地方公共団体経由の調査、調査員調査、法定受託事務の関係について法的な側面も含めて、ご検討いただければと思っています。

**竹内委員長** それはちょっと気になっていたことです。指定統計というのは間もなく無くなるわけですけれども、基幹統計調査はそういう意味では法定委託事務にするという規定になっているんですか。

**貝沼総務省政策統括官** はい。

**竹内委員長** しかし、それは基幹統計調査だけですか。

**貝沼総務省政策統括官** そうです。

あと、念のためですけれども、現行制度もそうですけれども、国が直接調査を実施する指定統計もあるということで、地方に調査を委託するときには法定受託事務のスキームで委託することになっているということだと思います。

**竹内委員長** それから、全部ではなくて、例えば大規模なところは郵送に関しては国に直接返すというようなこともありますよね。

**貝沼総務省政策統括官** それもあります。

**竹内委員長** 民間委託に関しては、私もそこがややこしいと思ったことがあるんです。ですから、国が直接民間に委託できる部分もあるし、地方を通じないと委託できない部分もあるし、よくわからないんですよ。

**貝沼総務省政策統括官** 一応ルートとしましては、ご指摘のとおり複雑になっているという指摘は当たっているかと思いますが、国が今、地方にお願いしてやっている調査について、一旦、国が直轄のものとして引き上げた上で民間に委託するルートと、法定受託事務ということで、地方にやっていただいているままで民間委託するルートがあり、後者は廣松先生がおっしゃったように、地方の判断ということになるわけです。

**竹内委員長** 契約の主体も地方自治体になるわけですね。

**貝沼総務省政策統括官** そうですね。それは、政令改正とか、そういう手続的な手当をした上ででございますが。

**廣松委員** 別の視点からもう少し言うと、それはある意味で調査方法そのものに関わる問題でもあります。今の調査員調査ということに限定をしてしまうといろいろな制約が出てくる。ですから、新しい調査方法をどういう形で導入するかということにも関わる問題ではないかと思えます。

**竹内委員長** ただ、調査員調査でなくても、例えば科学技術研究調査のようなところでは、郵便の事務取り扱いが民間委託に出していますね。

**廣松委員** はい、そうです。特に問題なのは、調査員調査を民間開放したときです。

**竹内委員長** その辺はいろいろ面倒くさそうですが、統計委員会として細かいところどこまでタッチしたらいいかということは別として、やはり民間委託について、これはどなたかのご意見があったと思えますけれども、守るべき基準というのをきちんと定めておかないと、なし崩し的に民間委託が進むということは非常に危険だと思いますから、そこは十分お考えいただいた方がいいと思えます。

**美添委員** ワーキンググループ1の話題になるということでしたら確認させていただきます。今の廣松委員の指摘というか、問題の提起は、そもそも法定受託という事務があるから民間開放が進まないのであって、そこを解決すべきではないかという発言が一部の方からあったということで理解します。ただ、過去の経験を見ると、民間の事業者の活用によって利点が生じるような側面というのは、統計調査のすべてを包括的にということではないというのがほぼ結論として見えてきている段階だと思います。したがって、第1ワーキンググループでやることといっても、民間事業者はこれこれの点であれば活用して十分メリットがある。これこれの点は実際にそのような事業者がほとんど存在しない点から実現可能性は低いし、無理に実施しても、過去の幾つかの例示で明らかのように、ほとんど利益はない、例えばそういう取りまとめを想定しています。

法定受託か民間委託かというのは、確かに調査の設計そのものを変えてしまうような内容ですので、調査の一部分を切り取って国直轄として民間事業者に委託するというような方法を考えてうまくいくような例があるのかどうかは検討してみますけれども、過去の経験を見る限り、調査員調査ではそれは非常に難しい。特殊なある地方限定とか、東京都だけというような調査であれば可能性はあると思えますが、全国一律の調査員調査はほとんどできない。国が直轄でやっても無理だというのが現状の理解だろうと思えます。ただ、その一部分は民間事業者を十分活用することができると思えます。一部分というのは、統計調査体系の中の一部という意味です。

**吉川委員長代理** この問題も、何でもそうですが、一方で民間開放を進めるべきだという考え方と、もう1つは、余り乱暴にやってはいけないという2つの大きな考えがあるわけですね。私自身、過去にその間に立つようなことを経験したわけですが、数年前までは民間開放を進めるというのが規制改革推進会議の方からずいぶん出ていたように記憶して

おります。現在、どういうところがそういうことを強く主張しているのか、必ずしも私は今ここでは理解していないのですが。そういう2つの違った考え方があるわけですが、それを一般論で押し合いへし合いをしても余り有益でないように私は思います。ただ、統計委員会の立場からすれば、やはり統計の精度を然るべく保つということは当然我々として守らなければいけない原理・原則だと思うんです。

ですから、このことも大変重要な1つのポイントですから、個別具体的に、とりわけ重要な統計、基幹統計に係るようなところではもちろんですけども、どこまでかはちょっとわかりませんが、例えば基幹統計に係るようなところだったら当然だと思うのですが、そういうところに関して、具体的にどこからかそれを民間開放せよということになって、そのことが具体的にアジェンダに上がってきたような場合に、これも統計委員会マターだと思うんです。本委員会マターで、統計委員会の義務だろうと思います。それをガラス張りの中で、仮に個別ケースについて民間開放を進めるべきでないというようなことであれば、然るべく世の中に対して、かくかくの理由でこの基幹統計に係るこのような調査は民間開放にすべきではないということを説明するというじゃないかと思うんです。これを一般論の形で賛成論・反対論を展開するというのは、先ほども申し上げたとおり、余り生産的でないし、また、場合によっては変な目で見られたりというリスクもゼロではないですよね。ですから、その意味でも、個別ケースについて明快地に統計委員会で議論すべきだと私は思います。

**竹内委員長** 吉川さんがおっしゃったことにちょっと。この話は、もうすでに進んでいるわけですね。つまり、やるべきか、やらざるべきかということは議論する段階をとくに過ぎているわけです。私が少し不平を言わせて頂ければ、それはそもそもやるんだということが最初に統計の外から決まってしまうと、それでは、それにどう対応しようかというような話になって、すでにある程度進んでいるわけです。進んでいる上で、いろいろな経験も生まれて、また、それに関して統括官の方からもいろいろなガイドラインや何かもつくられているわけです。そういうことは前提にして皆さんにご議論いただくことになると思うんです。

むしろ統計委員会としては、そういう意味では、やるかやらないかという議論は今さらしてもしようがないところがあって、これから民間開放が進んでいくことが方向だとしたときに、どういう形でそれをやって、どういうことをすべきであり、どういうことをしてはいけないかというようなことを具体的に決めていく。具体的といっても、そんなに細かく決められませんが、方針を出していくということだと思います。しかも、個別の事例もすでに幾つかありますから、その辺を前提にしてご議論いただいて、何かの方針は出した方がいいと思います。今から一般論をやる必要はないと思うし、やらなくて済むと思っていますので。

**大沢委員** 先ほど、民間開放に関して、法体系の見直しも含めて対応すべきという意見が出たということで、ここら辺はどういう法体系が現在あって、民間開放に障壁というか、

例えばデータを集めるときに、ある程度の目的を定めて指定しているのに、なかなか使えないとか、例えばそういったどういう法体系があるのかについて、今すぐじゃなくても、こういう委員会で浮き彫りにして、もしそれが障壁となっているのだったら、どういう改正が必要なのか、ちょっと浮き彫りにされた方がいいかなと思いました。

**廣松委員** ちょっと言葉が足りなかったかもしれません。法体系という言葉を使ったのは、要するに現行の統計法は今度、新統計法になります。地方分権一括法は地方分権一括法で98年に施行されて、したがって、先ほど申し上げましたとおり、指定統計は法定受託事務という形になったわけです。今度、公共サービス改革法という新しい法律が施行されて、それは全く別の観点から、先ほど吉川委員がおっしゃったとおり、なるべく行政のスリム化というか、規制緩和という観点から、行政事務をなるべく民間に開放するようという動きになったということです。

その意味では、ベクトルが全然別個の方向を向いていて、そこで具体的に、例えば統計調査の民間開放といったときに、すでに法定受託事務になっている統計調査を民間開放するとなったときに問題が起きているということです。それは必ずしも行政側にとって不便だけではなくて、民の方から見ても、全くわけのわからない状況になっていて、民間事業者を育成するとは言いつつ、どうも今の状況のままでは民間の事業者にとってはほとんど魅力がないようなシステムというか、形になっているということです。

**大沢委員** そういった調査の統計の集計における民間開放と、2次利用における民間開放はまた違うということですね。

**竹内委員長** 今の件は民間開放とは言わないんです。それは全然別の概念ですから。

**大沢委員** そうですか。

**舟岡委員** 民間開放の定義は難解で、私も1年半ぐらい前に理解できたのですが、統計調査業務全般を包括的に民間に委託する、それを「開放」と呼んでいるようでして、一部の委託については「民間開放」と呼んでいないようです。その意味で、民間開放すべしということについて、基本計画策定において統計委員会としての何らかの結論を早期に出しませんと、これをめぐっての議論や検討だけで、重要な統計資源を濫用すると言うと語弊があるかもしれませんが、多大の労力をかけるのはできるだけ避けた方が良く私は考えています。

その意味で、先ほど美添委員がおっしゃったことに賛成でして、統計調査において、対象が企業であるのか、世帯であるのか。あるいは、調査の仕組みがどういう仕組みであるのか。調査方法がどういうものであるか。それぞれに応じて、民間に委託する業務としてどここの部分が民間委託になじみ、効率的・効果的であるか。そういうところをきれいに整理して結論を下すべきだろう。それを判断する重要な材料は、すでに科学技術研究調査、個人企業経済調査、就業構造基本調査ですでに蓄積があります。そこでの知見をベースとしながら、どういうタイプの調査だったら民間委託を幅広く行った方が有効であるか。こういう調査のタイプは余りやらない方がいいだろう。行う場合にも、どういうことが担

措置として講じられるべきか。こういうことが十分詰められるべきと思っています。

**内閣府経済社会総合研究所長** 今の点は舟岡委員のおっしゃったとおりで、公共サービス改革法が出たのはマーケットのテストングですから、民間と官が競争するということも含めて、どちらが合理的かということを決めている法律だと思っているので、統計の場合、それをどうするかというのは、具体的な例も含めて、きちんと統計委員会としてそれに対してどう考えるかということはメッセージを送るべきだと思います。

それからもう1つ、先ほど吉川先生のおっしゃったことで、戦略的に委員長、室長に考えていただきたい。非常に重要なことは、統計の作成、行政に係るリソース、これは予算、人的リソースを含めて、基本計画を絵にかいた餅にしないためには、それを統計委員会としてはどう考えるべきか、もしくは国は考えるべきかというメッセージはやはり基本計画の中に盛り込むべきだと思うんです。それをやらないと、たぶんいろいろな注文が出たのを、たぶん行政部局はほとんど背負い込めないと思います。今の人的リソースと予算の中でやる分には、その辺もぜひ基本計画部会か統計委員会かでご議論いただければと思います。

**竹内委員長** 今、経済社会総合研究所長がおっしゃったのは大変重要なポイントで、現在の財政事情、あるいは財政に関する一般的な原則のもとで言えば、ただ単に「統計は重要ですから、その重要な統計について、もっと予算、人員を拡充してください」と言っても、「それはわかりましたけど、今のじゃ無理です」ということになってしまうと思うんです。ですから、やはりもう少し戦略的に考えて、どういう意味で、どういう形で、例えば統計に対するリソースのことを言うかということについて、もう少し戦略的に考えた方がいいんじゃないかと思っております。

なぜ申し上げるかということ、新しい政策のために新しい省庁をつくらうとか、例えば消費者省をつくらうとかという話もありますし、それから観光庁をつくらうとか、いろいろな話があります。そういうことがあったときに、やはり新しい政策をやるためには、新しい情報源が必要で、その新しい情報源として、やはり何といたって統計の充実が必要なので、したがって、当然そういうときには新しい省庁をつくるときには準備費があるはずですから、そのために、中でぜひ統計的なリソースをつくるための予算を取ってほしいというようなことを原則的に少しお願いするとか、そういうことも考えられるのではないかと思いますので、それは皆さんとよくご相談してやりたいと思います。

**内閣府経済社会総合研究所長** 私は、増やしてくれという要求ばかりしても、たぶん絶対通らないと思うんです。だから、どういう改革をやれば削ることもできると。だから、先ほどの市場化テストの捉え方も、ある意味で効率化、こうしたらこういう部分の費用は節約できますとか、こういうオーバーラッピング調査を1つにしたらもっと節約できますとか、そういうことの提案とセットで、こういうところを充実すべきだということを言わないといけないと思います。

**竹内委員長** ただ、ちょっと脱線になりますけれども、現在の状況では、民間委託によ

って効率化することは不可能だと私は思っています。

**内閣府経済社会総合研究所長** 民間委託は例ですけれども。

**竹内委員長** 現実のところとしては、逆に言いますと、無理に民間開放しようということで、普通の状況ではとても入札が成り立たないような価格を設定してやって、そして無理に民間業者を見つけてきてやっている、それは統計の質を落とす危険性がかなりある。私は今までの経験によってはそう思っていますので、その辺はどこを出すかは別問題ですけれども、経済社会総合研究所長がおっしゃることはよくわかりました。

何かございますか。

**厚生労働省統計情報部** 今のご発言に関してですが、統計の世界で、例えばAをスクラップしてXをつくりましょと、こういうことを言えば、統計の世界としてそういう判断を持っているということは財政当局で尊重されると思うんです。しかし、ほかの政策・目的に照らして、新しくつくる方がそもそも重要かどうか。例えば基礎的な財政収支の均衡というのも重要なのかという議論になってしまうと、もしそこで新しくつくるものがそういうものに対して負ける。要するに、スクラップは出しなさいと。それで、新しいものは、その余った財源は全部基礎的財政収支の改善に使いましょと。こういう結論が政府全体として下されるわけでございます。その点もちょっとご配慮いただければと思います。

**内閣府経済社会総合研究所長** そういうことがあっては困るんですけど、例えばアメリカのセンサスの実施状況を見ていると、結果的な報告書としては、全体的にレジスターをきちんとつくって、母集団情報をきちんとやって、行政記録をうまく使いやることによって、相当負担が減ったというんです。記入者の負担も減った、それから調査主体の負担も減った、集計の負担も減った。いろいろなことがあって、コストはこれだけ控除できたというのは報告書に出ているわけです。そういうことをきちんと計画的にやるべきだと思っているんです。

**竹内委員長** 経済社会総合研究所長のおっしゃることに反対するわけじゃないけれども、アメリカの人口センサスは1桁多い予算なんです。ですから、お金をそれだけ使っているから。

**内閣府経済社会総合研究所長** それは、大きさが違いますから。

**竹内委員長** もとの大きさが違うので、そこから倹約する余地もあるだろうと思うので、日本の場合は、とにかく統計予算が全般的に外国とくらべても少ない。それでも、国勢調査はかなり桁が大きい方ですけれども、なかなか絞れる余地というのはないと私は思っているんです。もちろん、全くないとは言えませんが。ですから、確かにスクラップ・アンド・ビルドで、スクラップはしてもいいけれども、ビルドの方は止めだと言われたら今おっしゃったように本当に困るので、その辺は具体的に考えていただくのは結構だと思いますし、特に省庁間をまたいでやっている調査の間にある意味でダブリがあって、それをまとめることによってもっと効率化できるというようなことがあれば、そこはぜひ推進した方がいいと思いますが、もう少し全体として統計に対するリソースが回ってくるよ

うに政府として考えていただきたいというのが私の感じで、それは言ってもいいんじゃないかと思うんです。何も統計特定財源を持ってこようとは思いませんけれども。

**阿藤委員** 問題は違いますけれども、従来、指定統計調査といわゆる承認統計調査・届出統計調査、特に承認統計ですが、この扱いが今後どのようなようになっていくのかということはどこかで議論する必要があるのか。例えば、ワーキンググループなどでも、ある分野のものを体系的に整理するというときに、従来の指定統計調査にいわゆる補完的な承認統計調査を合わせて一本化するとか、当然そういう議論が出てくると思うのですが、逆に、そこからこぼれたと言うと変ですけども、従来のままの承認統計調査であるけれども、そういうものがないとすると、これは一体、基幹統計調査とそれ以外の統計調査はどういう扱いになるのかというのは。

**竹内委員長** 今、阿藤さんのおっしゃったことも重要なポイントがあって、さっき統括官の方から出された中でも、基幹統計をつくるために基幹統計調査があるけれども、それ以外の統計調査の結果も間接的に段階を経て基幹統計に利用することがあるだろうというお話があったのですが、そうすると、小さい統計だけでも、それはそれとして重要な情報を含んでいる。しかし、それを基幹統計調査に全部入れてしまうかということ、いろいろ大きさの面とか、信頼性の面とか、対象の範囲とか、どんなに広く使われるかというような面もあって、そこまではできない。しかし、それはなくなっては困るんだというような統計がいろいろあるので、そういうものについては、統計委員会としては一体どういう態度をとったらいいのかということがあります。つまり、うっかりすると、それは全く統計委員会の外であるというのだと、例えばその行政部局の都合で、あの調査はやめてしまおうということになるかもしれない。その部局の行政目的には当面要らなくなったとしても、統計としては非常に重要だということか、ぜひ欲しいものというのがありますから、その辺は一体どういうふうにしているのか私もよくわからないんですけども、どうなんですか。

**貝沼総務省政策統括官** 基本計画の対象は基幹統計調査に限られているわけではないので、基本計画の中でいわゆる一般統計調査について何らかのことを盛り込むというのは当然あり得るんじゃないかと思っております。その上で、具体的に基幹統計を各経済分野、あるいは人口・社会分野で議論するときに、この基幹統計には、今ある承認統計調査も合わせた形で統合してやるべきじゃないかとか、あるいは、今は指定統計調査だけでも、この指定統計調査は必ずしもこれから基幹統計調査としてやる必要がないんじゃないか、一般統計調査にしてもいいんじゃないかといったような、基幹統計調査と一般統計調査とのやり繰りみたいなことというのは当然議論としてあり得るんじゃないかと思います。

そのほかに、基幹統計体系はこういう形でやるけれども、それを補完するための一般統計調査がいわば下支えするような形で必要じゃないかということが、何か具体的な事項としてあれば、それも当然、基本計画案の中に入り込み得るものじゃないかというふうにしておりまして、あらかじめ今回の基本計画は基幹統計中心だとか、基幹統計以外につい

ては盛り込むことができないとかという枠組みにはなっていないというふうにご理解いただいたらいいと思います。

**竹内委員長** 承認統計というのは、統計をすることについて承認を求めることですが、やめることについて承認を求める必要はありませんね。

**貝沼総務省政策統括官** ありません。

**竹内委員長** いわば毎年やるとしたら、毎年承認を求めるわけで、去年までこれをやったけれども、やめてしまいますというのだったら別に承認は必要ないわけですね。

**貝沼総務省政策統括官** ありません。

**竹内委員長** ですから、そこら辺が一般統計として全くノータッチとすると、つまり都合によって勝手にやられる危険性が起こってくるわけですね。

**貝沼総務省政策統括官** 承認統計調査は、一般統計調査に移行しても今までどおり承認が必要となり総務省政策統括官部局が承認をする。承認の基準というのも法律に書いておりました、統計技術的にきちんとしていることと、今と同じような扱いが承認統計調査については続くということでございます。

**竹内委員長** ただ、今と同じように、やめることについてはチェックがないんですね。ですから、そこが何とか必要だと思うんです。

そろそろ 15 分ぐらい過ぎてしまったので、皆さん、何かありませんか。

**大守部会長代理** 個別の点ですが、第 4 ワーキンググループでデータ・アーカイブという非常に重要な問題を取り上げていらっしゃるとご説明がありました。私は、データ・アーカイブで民間活用をどうやっていくかというのは重要かつ悩ましい問題ではないかと思えます。先ほど議論になっている統計調査における民間の役割と相当違って、仕事の中身がかなり違うとか、それから、すでに私は毎日、民間のデータベースを使っているのですが、これから官の方が出ていくということがどういう影響を持つとか、あるいは日本がこれをつくると、たぶんアジア諸国もつくるかもしれないし、そのときに、そういう産業を育成するという観点はどう考えるのか。重要な問題だと思いますので、統計調査に関する民間活用の問題とはちょっと別に検討する必要があるかなという印象を持ちました。よろしく願います。

**舟岡委員** 最後の 1 つ前にいいでしょうか。2 次的利用について、海外から利用のニーズがあったときにどう対応するかという問題は議論しておいていただいた方が良くかなと思います。個人的には、やはり統計は、国民の負担のもとで作成している国民の財産ですから、何でもかんでも提供すれば良いというものではないと判断しています。ただし、研究等によって生み出された成果は日本の社会をよく知る上でも重要ですし、統計の発展にもつながるので、何らかの道を開いておくべきだろうと思います。その際、よく言われていますが、レプリカデータの作成・提供ですね。データの交換とか、いろいろな手法を使って、個別のデータには行き当たらなくても、擬似的に作成されたデータから何らかの分析が可能になるような加工データを作成して、インターネット等で、研究者に限らず、民間

の人であっても、高校生であっても、中学生であっても、海外の人であっても使えるような、そういう方向を少し検討する必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**竹内委員長** 擬似データの的なものをつくるということはちょっと別にして、本来、目的外利用に当たるような部分というのは、今もそうだと思いますけれども、原則として国民に限るというのは、外国はどうなんですか。例えば、日本からアメリカへアクセスして、アメリカのデータをくれと言ったらもらえますか。

**舟岡委員** もらえるものもあります。

**竹内委員長** どういう形でもらえますか。つまり、初めから公開されているものは別ですよ。

**内閣府経済社会総合研究所長** 基本は難しいと思います。

**総務省統計局** 恐らく、いわゆるパブリックユースファイルは確かにそうだと思いますが、そうでないものはむしろ原則チェックがかかって、ハードルは相当高いだろうと見るべきだと思います。

**竹内委員長** もともとオープンなファイルがあれば、それは別に外国の人が見れてもいいわけで、同時に、そういうものをどうつくるかというのが次の1つの問題だと思いますけれども、特別に申請して2次利用としてやるという部分については、当面は外国ということとは考えなくていいと思いますけれども。

**廣松委員** これは実例ですけれども、ルクセンブルグ・インカムスタディ・プロジェクトはレスピロカルな関係ですね。その国のデータが出ないと使わせない。データを提供すると、外国の人でも使ってもよろしいという取り決めというか、契約になっているようですね。そこはどういうふうにするか。それは、どちらかといえば、極めてクローズドなサークルですから、一般的な利用という意味では確かにちょっと考えなければいけないところがあると思います。

**竹内委員長** 廣松さんがおっしゃったようなケースでは、政府間交渉で交換するということが可能だと思いますけれども、それは一般的にオープンにするという話とは別じゃないですか。

**舟岡委員** それは政府間ではありませんし、一旦交換しますと一般の利用が可能になりますから同じだと思います。政府間の交渉事ではないことに加えて、ルクセンブルグ・インカムスタディの方にデータを提供しますと、それは一般の研究者が利用できるようになります。

**竹内委員長** では、個別審議するよりしょうがないですね。

**貝沼総務省政策統括官** 今、舟岡先生ご指摘の点は、私どもも2次利用についての制度検討に当たって必ずしも意識していなかった問題ですので、今後、検討を進める上で、外国の扱いをどうするかということについて考えさせていただきたいと思っております。

先ほど廣松先生もおっしゃられましたように、2次利用というのは、外国でも類似の制

度があると思いますので、そういう外国の制度がどうなっているかということも含めまして、設計の相場観みたいなものがあれば、そういうことも参考にしながら制度をつくっていくということじゃないかと思っております。われわれは勉強不足で、今までのところは、「学術利用及びその他の総務省令で定める場合」というような一般的な書き方で、どういう場合に2次利用できるかということを決めるということになっておりまして、必ずしも外国についてどうしたらいいかということは考え及ばなかったところがございますので、至急勉強させていただかなければいけないと思っております。

**竹内委員長** 外国の情報ももちろんある程度オープンにしなければならない面はあると思いますけれども、ただ、初めから公開が原則のデータを出すのはもちろん問題ないわけですが、それ以上の場合は、やはり公開した相手に対して守秘義務などの責任を取ってもらわなければならないことがありますね。これは、相手が外国で、どこの国にいるかわからない人がインターネットでよこせと言ってきても、それは簡単に出せないんじゃないかと思えます。ですから、外国の人が使いたい場合は、日本の研究者と組んでいただいて、日本の研究者に紹介者になってもらって、責任をもって契約してもらおうということぐらいしかやはり考えられないと思えますね。そう簡単には出せないというのでよろしいんじゃないかと私は思いますけれども。

それから、さっき何かご意見があったのは何ですか。

**厚生労働省統計情報部** 前回のこの会議で、委員長から、私どもがやっております医療施設調査と病院報告でデータリンケージが行われているかどうかというご質問がございまして、そのご回答ですが、資料を出していなくて申しわけないのですが、医療施設調査では病院の開設者というのを取っております。これは、例えば市町村の病院であるとか、あるいは独法の病院であるとか、あるいは完全に私の病院であるとか、そういった概念でございまして。これを医療施設調査では取っているのですが、病院報告ではとっておりません。病院報告の集計を行います際に、医療施設調査の方からそれを持ってきまして集計票をつくって公開いたしております。

**竹内委員長** そういう意味では、データはつながっているわけですね。

**厚生労働省統計情報部** はい。

**竹内委員長** わかりました。だいぶ時間がたちましたので、そろそろ閉会にしたいと思います。では、事務局から次の予定などを紹介ください。

**中島内閣府統計委員会担当室長** 次回は基本計画部会との合同開催でございまして、4月14日、月曜日の15時から17時、今日と同じ会議室、4号館の11階、共用第1特別会議室において開催いたします。詳細につきましては、また正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

**竹内委員長** では、今日はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

-以上-